

第3章 方法書及び準備書への意見に対する事業者の見解

3.1 方法書への意見に対する事業者の見解

方法書に対して示された仙台市長意見（令和4年4月8日、第2章参照）に対する事業者の見解を表3-1に示す。

なお、方法書に対する市民等からの意見はなかった。

表 3-1 方法書に対する市長の意見

市長意見	事業者の見解	記載箇所
1 全体事項		
(1) 計画地内には、市民にとって関心の高い埋蔵文化財が存在することから、関係機関と調整の上、発掘状況について積極的に情報公開するとともに、地域住民等とコミュニケーションを図りながら、出土品の展示方法を検討するなど、一層の配慮に努めること。	<p>発掘調査は、環境影響評価手続きと並行して進められる予定です。現段階では、発掘調査が進行中であり、出土品の状況に応じて保管方法等が変わるため、仙台市の文化財所管部署をはじめとする関係機関と調整しながら、また説明会等の機会を通じて出された関心のある市民のご意見も踏まえながら、保存・活用方法の検討を進めていきます。</p> <p>市民への情報発信については、仙台市の文化財所管部署と適宜調整しながら、当該部署が実施する情報発信の取組への協力等を含めて、具体的方法を今後検討していきます。</p> <p>なお、現時点での保存活用の方針等は第1章及び第8章に示しております。</p>	<p>第1章 / 1.13 埋蔵文化財の保存・活用計画</p> <p>第8章 8.7 文化財</p>
(2) 計画地周辺には、動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟が存在することから、緑化にあたっては、種子が飛散しにくい樹木を選定するなど、蒲生干潟の生態系に配慮すること。	<p>ご指摘の観点も踏まえ、外来種を導入しない、蒲生干潟を含む周辺地域に現存する種や個体群との交雑リスクが大きいものを用いない等、緑化の方針を検討しました。今後、本方針に基づき、生態系への配慮の観点をもって緑化計画を具体的に検討していきます。</p>	<p>第1章 / 1.9 緑化及び景観計画</p>

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

市長意見	事業者の見解	記載箇所
<p>(3) 環境影響を受ける範囲であると認められる地域（以下、「関係地域」という。）について、環境影響評価方法書では、事業関係車両等の走行による大気質への影響範囲を踏まえ、宮城野区白鳥2丁目の住宅地等を関係地域に含めているが、同様の影響を受けると想定される同区白鳥1丁目の住宅地等も関係地域に含めること。</p>	<p>白鳥1丁目・2丁目を1つのまとまった集落としてみなしていることが分かるよう、白鳥1丁目を「関係地域」に含めました。</p>	<p>第5章 関係地域の範囲</p>
<p>2 個別事項 (大気環境)</p>		
<p>(1) 工事中及び供用後における資材等の運搬に係る大気質への影響について、現況交通量の多い仙台東部道路等に近接する宮城野区白鳥1丁目の地域では、二酸化窒素等のバックグラウンド濃度が高いと想定されることから、当該地域内に設置されている中野測定局を予測地点に追加するなど、当該地域への影響も予測・評価すること。また、予測・評価にあたっては、他地点も含め、年間平均値のみならず1日平均値も算出した上で、環境基準と比較すること。</p>	<p>中野測定局を新たに大気汚染物質濃度の予測地点 (AR-4) として追加し、予測・評価を行いました。</p> <p>また、年間平均値の予測に加え、1年間のうち濃度が最も高くなる場合について、環境基準と比較可能な日平均値の年間98% (二酸化窒素) 及び2%除外値 (浮遊粒子状物質) による予測評価を行いました。</p>	<p>第8章 / 8.1 大気質</p>
<p>(2) 仙台港周辺での交通量調査にあたっては、日によって大型車交通量の変動が大きいと想定されることから、複数日の調査を実施すること。</p>	<p>日変動を把握するための連続した7日間にわたる補足的な交通量調査を行いました。土日は平日と比べて約4~6割の交通量でしたが、平日 (月~金) はほぼ同じ水準であり大きな変動は確認されませんでした。なお、予測にあたっては平日の調査結果を用いています。</p>	<p>第8章 / 8.2 騒音</p>

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

市長意見	事業者の見解	記載箇所
(水環境、土壌環境)		
<p>(3) 運搬車両からオイル漏れが発生する可能性を明確に示し、必要に応じて、地下水や土壌の汚染に配慮すること。</p>	<p>適正な車両メンテナンスを行っていれば漏洩事故の確率は極めて小さいと考えられるため、オイル漏れに限らず、車両の適正なメンテナンスを工事中・供用時を通じて行っていきます。</p>	<p>第1章 / 環境影響評価の実施にあたっての配慮事項</p>
(水環境、文化財)		
<p>(4) 地下水脈等の変化により、埋蔵文化財の質的な劣化が懸念されることから、建築物の基礎の具体的な検討においては、地下水への影響に配慮すること。</p>	<p>地盤改良を行うため掘削(掘削深度最大約5m)を行います。面状ではなくパッチ状に掘削することで、改良体どうしに間に空間が確保され、地下水流動を大きく阻害する状況ではないと考えております。</p>	<p>第1章 / 工事計画</p>
(動物)		
<p>(5) 動物の調査においては、種毎の個体数や位置、飛翔ルート等を確認するとともに、その結果を分かりやすくマッピング等で示すこと。</p>	<p>種毎の個体数や、位置、飛翔ルート等も確認し、その結果をマッピング等で示しました。</p>	<p>第8章 / 8.4 動物</p>
<p>(6) 本施設の夜間照明による動物への影響や、本事業による周辺道路の交通量増加に伴うロードキル(轢死)が懸念されることから、これらの影響についても予測し、その結果を踏まえ、適切な環境保全措置を検討すること。</p>	<p>ロードキルについては、定量的な予測が困難であることから、計画地内の利用状況から推測される利用可能性を踏まえ定性的な予測を行うとともに、車両の速度低減、動物を誘引するものを放置しないこと等の未然防止の取組、発生時の関係機関への通報等の適切な対応を環境保全措置として記載しました。</p> <p>夜間照明については、工事中においては夜間作業を行わないこと、供用時は運用上最低限の照明することを環境保全措置として記載しました。</p>	<p>第8章 / 8.4 動物</p>

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

市長意見	事業者の見解	記載箇所
(動物)		
<p>(7) 鳥類について、屋上に設置される太陽光パネルに衝突する可能性も考慮して、調査・予測・評価すること。特に、現地調査にあたっては、計画地周辺の上空をより広く調査し、飛翔する鳥類の行動を適切に把握するとともに、計画地周辺における既存パネルへの衝突事例について、ヒアリング調査を実施すること。</p>	<p>計画地周辺の上空を広範囲に把握できる調査地点を設定しました(防潮堤上の見通しが効く地点 P1 等)。</p> <p>屋上に設置される太陽光パネルによる影響について種毎の予測評価を行いました。</p> <p>計画地周辺における太陽光パネルの分布を航空写真等から把握するとともに、計画地北側に隣接し屋上に太陽光パネル(50m 四方)が設置される建物の所有者へのヒアリングを行い、過去衝突事例等の情報収集を行いました。</p> <p>なお、同パネルが設置されて以降、衝突等の事象は生じていないとのことでした。</p>	第 8 章/ 8.4 動物
(景観)		
<p>(8) 計画地周辺の「なかの伝承の丘」についても景観資源としての調査対象に含めること。</p>	<p>「なかの伝承の丘」を景観資源として調査対象に位置づけました。</p>	第 8 章 / 8.5 景観

3.2 準備書への意見に対する事業者の見解

準備書に対して示された仙台市長意見（令和5年2月7日、第2章参照）に対する事業者の見解を表3-2に示す。

なお、準備書に対する市民等からの意見はなかった。

表 3-2 準備書に対する市長の意見

市長意見	事業者の見解	記載箇所
1 全体事項		
(1) 計画地内には、市民にとって関心の高い埋蔵文化財が存在することから、評価書以降の図書において最新の発掘状況を明らかにした上で、適切な保全対策を講じるとともに、出土品の展示について積極的に周知するなど、当該文化財の保存・活用に十分に配慮すること。	<p>現在は、環境影響評価手続きと並行して専門業者による発掘調査結果の整理が進められている段階です。今後、工事中及び供用時の事後調査報告書において、埋蔵文化財の発掘状況や保全対策、出土品の展示状況を含めた埋蔵文化財の活用状況を取りまとめます。</p> <p>計画地から出土した埋蔵文化財は、先人が遺した貴重な文化遺産と認識しており、市民の宝として後世に伝えるため、公開展示を行います。効果的な周知についても、仙台市所管課をはじめとする関係者と協議しながら検討を進めてまいります。</p> <p>なお、現時点での保存活用の方針等は第1章及び第8章に示しております</p>	<p>第1章 / 1.13 埋蔵文化財の保存・活用計画</p> <p>第8章 / 8.7 文化財</p> <p>第11章 事後調査計画</p>
2 個別事項 (水環境・動物・植物)		
(1) 計画地周辺には、動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟が存在することから、地盤改良の手法の検討に当たっては、蒲生干潟に生息・生育する動植物に影響を与えないよう、有害物質の溶出に十分に配慮すること。	<p>計画地内を流れる地下水は、内陸側から海側へ流動しているものと推測されますが、その方向には動植物の生息・生育地として重要なエリアである蒲生干潟や七北田川河口が存在します。</p> <p>本事業では、地下水の流動空間が確保される基礎の採用、有害物質（六価クロム）の溶出試験の事前実施、給油施設の漏洩防止措置等の配慮を行います。</p> <p>これらの措置により、地下水の水象・水質に影響を与えないものと考えておりますが、上記の立地特性を踏まえた配慮として、事後調査において地下水のモニタリング（六価クロム、地下水位）を行います。</p>	<p>第1章 / 1.8 施設配置計画 / 1.8.2 建物基礎の配置</p> <p>第11章 事後調査計画</p>

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

<p>(2) 計画地及びその周辺において注目すべき種とされている鳥類が複数種確認されていることから、本事業の実施に伴う利用・生息環境の変化による影響について、事後調査により適切に把握し、必要に応じて追加の環境保全措置を講じること。</p>	<p>計画地周辺には、鳥類を含めた動植物の重要な生息・生育地である蒲生干潟・七北田川河口が分布しており、事業実施にあたって配慮が求められる場所であると認識しております。</p> <p>現地調査等に基づく予測の結果、注目すべき種を含む鳥類への影響は、工事中・供用時を通して小さいと予測しておりますが、上記の立地特性を踏まえ、事後調査では、現地調査時に見られた行動との比較の観点も含めて予測結果を検証するとともに、影響が生じた場合には効果的な環境保全対策を検討・実施します。</p>	<p>第 8 章 / 8.4 動物</p> <p>第 11 章 事後調査計画</p>
---	---	--